第百五条の三の次に次の四条を加える。

権の侵害に係る訴訟において、その当事者が第百五条の四(裁判所は、特許権又は専用実施 保有する営業秘密 ( 不正競争防止法 ( 平成五 該営業秘密を取得し、又は保有していた場合拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当 定する準備書面の閲読又は同号に規定する証 事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規ができる。ただし、その申立ての時までに当 外の者に開示してはならない旨を命ずること に係るこの項の規定による命令を受けた者以 目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の り、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐 疎明があつた場合には、当事者の申立てによ 掲げる事由のいずれにも該当することにつき 営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に 年法律第四十七号)第二条第四項に規定する この限りでない。

含まれること。 む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が 第四項の規定により開示された書面を含 定により開示された書類又は第百五条の七調べられるべき証拠(第百五条第三項の規 備書面に当事者の保有する営業秘密が記載既に提出され若しくは提出されるべき準 され、又は既に取り調べられ若しくは取り

官

- 秘密の使用又は開示を制限する必要がある 以外の目的で使用され、又は当該営業秘密前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的 それがあり、これを防止するため当該営業 基づく当事者の事業活動に支障を生ずるお が開示されることにより、当該営業秘密に
- 2 令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を前項の規定による命令(以下「秘密保持命 記載した書面でしなければならない。 秘密保持命令を受けるべき者
- 決定書を秘密保持命令を受けた者に送達しなり 秘密保持命令が発せられた場合には、その を特定するに足りる事実 前項各号に掲げる事由に該当する事実 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密
- に対する決定書の送達がされた時から、効力 ければならない 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者

- 5 しては、即時抗告をすることができる。 (秘密保持命令の取消し) 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対
- 第百五条の五 秘密保持命令の申立てをした者 として、秘密保持命令の取消しの申立てをす 欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由 判所) に対し、前条第一項に規定する要件を い場合にあつては、秘密保持命令を発した裁 存する裁判所 (訴訟記録の存する裁判所がな 又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の
- 2 立てをした者及び相手方に送達しなければな 裁判があつた場合には、その決定書をその申 秘密保持命令の取消しの申立てについての
- 裁判に対しては、即時抗告をすることができ 秘密保持命令の取消しの申立てについての

3

- ければその効力を生じない。 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しな
- 5 令を取り消す裁判をした旨を通知しなければ ならない。 ときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命 密に係る秘密保持命令を受けている者がある 持命令が発せられた訴訟において当該営業秘 申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保 した場合において、秘密保持命令の取消しの 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判を

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第百五条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟 令を受けていない者であるときは、裁判所書 第九十二条第一項の決定があつた場合においを除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法 対し、その請求後直ちに、その請求があつた 求をした者を除く。第三項において同じ。)に 記官は、同項の申立てをした当事者 (その請 続を行つた者が当該訴訟において秘密保持命 の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手 旨を通知しなければならない。 て、当事者から同項に規定する秘密記載部分 (すべての秘密保持命令が取り消された訴訟

る秘密保持命令の申立てがその日までにされ までの間 (その請求の手続を行つた者に対す 項の請求があつた日から二週間を経過する日 前項の場合において、裁判所書記官は、同

た場合にあつては、その申立てについての裁

をした当事者のすべての同意があるときは、 ついて民事訴訟法第九十二条第一項の申立て 同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることに 前二項の規定は、第一項の請求をした者に

第百五条の七 特許権又は専用実施権の侵害に 証人として尋問を受ける場合においては、裁ついて、当事者本人若しくは法定代理人又は 権の侵害の有無についての適正な裁判をする くことにより他の証拠のみによつては当該事 述をすることができず、かつ、当該陳述を欠 の事業活動に著しい支障を生ずることが明ら することにより当該営業秘密に基づく当事者 判所は、裁判官の全員一致により、その当事 当事者の保有する営業秘密に該当するものに 無についての判断の基礎となる事項であつて 係る訴訟における当事者等が、その侵害の有 該事項の尋問を公開しないで行うことができ ことができないと認めるときは、決定で、当 項を判断の基礎とすべき特許権又は専用実施 かであることから当該事項について十分な陳 者等が公開の法廷で当該事項について陳述を

- 2 あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければ 裁判所は、前項の決定をするに当たつては
- その提示された書面の開示を求めることがで き事項の要領を記載した書面の提示をさせる ると認めるときは、当事者等にその陳述すべ ことができる。この場合においては、何人も、 裁判所は、前項の場合において、必要があ
- 当該書面を開示することができる。 裁判所は、前項後段の書面を開示してその
- 尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷 裁判所は、第一項の規定により当該事項の

行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさ 判が確定するまでの間)、その請求の手続を せてはならない。

は、その旨を特許庁長官に通知するものとす を記載した書面がその通知前に既に提出さ ħ 又はその通知後に最初に提出されたとき

- たときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記 特許庁長官は、前項に規定する通知を受け

- は、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、 意見を聴くことが必要であると認めるとき
- たときは、再び公衆を入廷させなければなら なければならない。当該事項の尋問が終了し させる前に、その旨を理由とともに言い渡さ

ついての審判の請求があつた旨の通知を受け 第百六十八条に次の二項を加える。 た場合において、当該訴訟において第百四条 裁判所は、前項の規定によりその特許権に

の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法

(当事者尋問等の公開停止)

規定する営業秘密をいう。)」を削る。 第二百条の次に次の一条を加える。 める書面の写しの送付を求めることができ 録のうちその審判において審判官が必要と認 第百八十六条第一項第三号中 ( 不正競争防止 (秘密保持命令違反の罪)

法 ( 平成五年法律第四十七号 ) 第二条第四項に

第二百条の二 秘密保持命令に違反した者は、 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処

- ることができない。 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起す
- 条に次の一項を加える。 「、第百九十八条又は前条第一項」に改め、 第二百一条第二号中「又は第百九十八条」を 同
- 2 前項の場合において、当該行為者に対して 対しても効力を生じ、その法人又は人に対し 生ずるものとする。 てした告訴は、当該行為者に対しても効力を した前条第二項の告訴は、その法人又は人に

(実用新案法の一部改正)

第五条 実用新案法 (昭和三十四年法律第百二十 三号)の一部を次のように改正する。

の閲覧等の請求の通知等、当事者尋問等の公開 密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録 等の権利行使の制限」を「認定」の下に「、秘 停止」を加える。 第三十条中「明示義務」の下に「、特許権者

項を加える。 として(訴訟との関係)」を付し、 第四十条の前の見出しを削り、同条に見出し 同条に次の一